

京都市訓令甲第 32 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員研修規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第7条各号列記以外の部分中「(以下「研修受講者」という。)」を削り、同条第2号中「内申」を「推薦」に改め、同条第3号を削る。

第8条を次のように改める。

(研修受講者の服務)

第8条 センター研修及び局区等研修(別に定める局区等研修を除く。)を受ける職員は、研修実施者の職務命令により、職務として研修を受けるものとする。

第10条に次の1項を加える。

2 市長は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第2条第2号に規定する外郭団体から申出があったときは、当該外郭団体の職員を研修に参加させことがある。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人材活性化推進室)